

## 2 教委における専門スタッフ等を活用した学校の業務改善に係る取組状況

### 【制度の概要等】

(国における学校の業務改善に係る取組)

国における学校の業務改善に係る取組として、文部科学省は、平成 27 年 7 月に「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を策定・公表した(資料 2-①)。当該ガイドラインでは、業務改善の方向性として、事務機能の強化や専門スタッフ等による支援の拡充などが挙げられるとともに、各教委における先進的な実践事例が収録されている。

学校における業務改善を着実に実行するため、中央教育審議会が平成 29 年 12 月に取りまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(平成 29 年 12 月 22 日中央教育審議会。以下「中間まとめ」という。)では、教委は、①所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること、②「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見を持ち、児童生徒により効果的な指導・助言が行える S C、S S W、部活動指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にすることとされている(資料 2-②)。

教員と専門スタッフ等との役割分担の明確化については、働き方改革答申において、教員の業務が①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務、③教員の業務のいずれであるかを仕分け、①については他の主体に対応を要請し、②については教員以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校及び教員に課されている過度な負担を軽減することが教委の取り組むべき方策として示されるとともに、これまで学校及び教員が担ってきた 14 の業務の在り方についての考え方が示されている(図表 1-④(再掲)、資料 2-③)。

さらに、文部科学省は、平成 28 年度から毎年度「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を取りまとめ、公表している(注)。当該調査結果(平成 30 年度版)では、「所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、43 都道府県(91.5%)、17 政令市(85.0%)、358 市区町村(20.8%)となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある」としている(資料 2-④)。また、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担の明確化についても調査しており、39 都道府県(83.0%)、17 政令市(85.0%)、893 市区町村(51.9%)が「役割分担を明確にしている」としている(資料 2-⑤)。

(注) 文部科学省は、働き方改革答申を踏まえ、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を見直し、令和元年 12 月 25 日に、「令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」を公表している。同調査では、専門スタッフ・外部人材の活用状況等に係る調査結果も公表している。

### 【調査結果】

前述のとおり、学校の業務改善に当たっては、教員と専門スタッフ等との役割分担の明確化を図ることとされるなど専門スタッフ等の活用が求められており、また、各教委において専門スタッフ等を活用した学校の業務改善に係る取組が進められてきているところである。

今回、調査対象とした 17 県教委及び 32 市教委の中には、次のとおり学校の業務改善に

当たって専門スタッフ等の活用を推進する独自の取組を行っているものがみられた（図表2）。

- ① 教員の勤務実態調査の結果を踏まえ、教員の多忙化解消方策として、教委及び学校が取り組むべき事項が県教委が設置した委員会において示されたことから、県教委が取り組むべき事項について方策ごとの取組工程表を作成するとともに、市教委及び県立高等学校における専門スタッフ等の活用の取組事例を取りまとめているもの
- ② 県教委が、外部人材の活用を含む教員の勤務時間の削減効果等が大きかった事例を事例集にして取りまとめるとともに、当該事例集において、課題や要因、取組内容、留意点及び取組の成果（期待される効果）の分析がなされているもの
- ③ 県教委が、教育長や教育次長等を構成員とするプロジェクトチームを設置し、学校における働き方改革の取組のための手引を作成し、業務の仕分を行い、専門スタッフ等に業務を移行しているもの
- ④ 市教委が、中間まとめで示された教員の代表的な14の業務について、それぞれの業務の実施主体を聴取し、役割分担の状況を把握しているもの

図表 2 教委において学校の業務改善に当たって専門スタッフ等の活用を推進する独自の取組を行っている主な事例

区分	内容
専門スタッフ活用等の事例の共有及び方策ごとの取組工程表を年度別に作成	<p>県教委では、平成21年度及び22年度に県の重点事業として、学校運営に係る改善事例集を作成するほか、管理職を対象とした研修を実施するなどの取組を行ってきたが、教員の多忙化解消には至らなかった。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、平成26年6月から7月にかけて教員の勤務実態調査を実施し、その結果を踏まえ、教員の多忙化解消方策について検討するため、27年2月に市町村の教育長、学校長、県PTA連合会会長等を構成員とする「多忙化解消検討委員会」を設置し、同委員会で検討し、同年12月に「教職員の多忙化解消に係る報告書」を作成した。</p> <p>報告書において、教員の多忙化解消方策として、教委及び学校が取り組むべき事項が示されたことから、県教委は、平成28年度から30年度までに取り組むべき事項について、方策ごとの取組工程表を作成した。</p> <p>それに加え、県教委は、県内の市教委及び県立学校における平成28年度及び29年度の教員の多忙化解消の取組状況を調査して取りまとめている。主な事例として、例えば、①市教委において、学校支援コーディネーターやスクールサポーターといった学校支援員の活用により、児童生徒は専門的知識を得られ、教員については負担軽減になっている事例、②県立学校において、総合学習や郷土芸能、キャリア教育の授業において、地域の人材を活用し、授業の充実が図られている事例を挙げている。</p> <p>県教委は、市教委及び県立学校のこれまでの取組状況を踏まえ、教員の多忙化解消方策を検討する予定であるとしている。</p>
外部人材の活用促進の事例の共有及び効果の分析	<p>県教委では、従前から実施してきた教員の勤務時間適正化の取組について、①実質的な超過勤務時間は地域間・学校間で格差があること、②負担感を解消する有効な方策として「事務処理簡素化・効率化」、「会議の精選・縮減及び効率化」、「学校全体による組織的な取組」が挙げられているが具体的な取組がされていないこと、③総業務量の縮減につながる業務の見直しの取組が進んでいないことなどが課題と認識していた。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、教員の勤務時間の削減効果等が大きかった事例（県立高等学校及び公立小・中学校での取組）を取りまとめ、これを共有することにより、教員の勤務時間の削減に向けた実効性のある取組につなげていくことを目的として、先進事例集を平成29年4月に作成している。</p> <p>本先進事例集では、①児童生徒の指導に関わる業務（外部人材の活用等）、②学校の運営に関わる業務（校内会議の見直し等）、③外部対応（研修の工夫等）、④校外（校務・業務の効率化・情報化の推進等）などの取組事例を紹介するとともに、課題や要因、取組内容、留意点及び取組の成果（期待される効果）</p>

	<p>の分析がなされている。</p> <p>外部人材の活用促進の事例としては、①正規の授業時間外に行う補充学習での教員の負担を軽減するため、放課後に行っている算数教室に、地元の外部指導者（元教員）を招き、プリント作成から指導までを一貫して任せただことで、担任はその時間をノート添削や学級事務を処理する時間に充てることができ、約1時間の負担軽減につながった事例や、②毎週木曜日に全学級で図書ボランティアによる読み聞かせ及び学校図書館開放を教員の朝の打合せを行う時間帯に30分間行うことで、教員の負担軽減とともに子供にとっての学びの時間の確保となり、また本の貸出しなどの学校図書館利用の支援につながっている事例などが紹介されている。</p> <p>なお、本先進事例集を参考として、「My 定時退勤日」（月に数回、自ら定めた「定時退勤日」を職員室の黒板に明示するなどして、定時での退勤を励行する取組）を平成30年度から導入している学校もみられた。</p>
<p>専門スタッフに移行する業務の仕分</p>	<p>県教委は、子供と向き合う教育を充実するために、教員のゆとりを創造することを狙いとして、平成24年3月に取組指針を策定し、各種取組を実施してきたが、教員の多忙化解消には至らなかった。</p> <p>このような状況を踏まえ、県教委では、平成29年4月、教員の業務削減等の課題の検討を行うため、教育長、教育次長等を構成員とするプロジェクトチームを教育庁内に設置し、30年4月に学校における働き方改革の取組のための手引を作成した。</p> <p>当該手引では、教員等が担う業務340項目を10の業務（①児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務、②各種会議・各種相談・打合せに係る業務、③各種研修会に係る業務、④日常の定型的な業務、⑤進路指導の支援業務、⑥児童生徒の活動支援に係る業務、⑦児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務、⑧校地内巡回・安全指導に係る業務、⑨学校管理・運営に係る業務、⑩部活動等に係る業務）の性質別に仕分を行い、教員相互の協力による業務の平準化、校長のマネジメント強化、外部人材（専門スタッフ等）の協力及び予算措置の確保の4通りの方策により負担軽減を図る方向性を示している。</p> <p>上記4通りの方策の中で、外部人材（専門スタッフ等）の協力又は予算措置の確保により教員以外に業務を移行することで負担軽減を図ることが可能とされる業務は、340項目のうち61項目（17.9%）となっており、①環境美化指導、給食指導、通学路における登下校指導や動物の飼育・植物の管理など16項目をボランティア等に移行、②授業のための資料、教材、各種テストの解答例等の印刷、学習課題の印刷や製本など30項目をスクール・サポート・スタッフに移行、③部活動練習計画の作成及び指導、練習試合の企画・準備、大会・遠征等への引率など15項目を部活動指導員等に移行する内容となっている。</p> <p>県教委は、学校における実際の業務を調査、把握、仕分し、教員以外に移行可能な業務を明確化することで、専門スタッフ等の活用を推進している。今後は、市教委を通じて学校から働き方改革に関する効果的な取組事例を聴取した上で、手引に集積して共有する予定であるとしている。</p>
<p>国が示す代表業務の役割分担の状況把握</p>	<p>市教委は、教員が意欲を持って職務に取り組み、子供と向き合う時間を確保できるよう、教員の多忙化解消を推進することを目的として、平成30年5月、学校長、教委等を構成員とする「学校多忙化解消委員会」を設置し、「教職員の多忙化解消に関する指針（素案）」を策定した。</p> <p>市教委は、学校における時間外勤務の縮減に向けた取組状況を把握するため、平成30年7月、市内全ての小・中学校を対象として、上記指針において時間外勤務の縮減に向けた改善策として示した、①会議等の効率化、②学校行事の負担軽減、③校内組織の見直し、④業務の効率化、⑤定時退勤の日の設定、⑥部活動指導の見直し、⑦保護者・地域との連携の7項目に係る取組内容を聴取するとともに、中央教育審議会が中間まとめで示した教員の代表的な14の業務の実施主体（教員のみが行っている、教員と専門スタッフ等が共同で行っている又は専門スタッフやボランティア等が行っている）をアンケート調査により聴取している。</p> <p>市教委からは、当該アンケート調査結果及び今後の予定について、次の意見が聴かれた。</p> <p>① 中間まとめで「学校以外が行うべき業務」とされている「地域ボランティアとの連絡調整の窓口業務」については、小・中学校64校のうち23校で教員のみが対応しているが、専門スタッフを配置している40校では教員と専門スタッフで対応している。</p> <p>② 中間まとめで「教員の業務だが負担軽減が可能な業務」とされている「授</p>

	<p>業で使う教材の作成、印刷等の業務」については、専門スタッフ（スクール・サポート・スタッフ）を配置しているのは1校のみであるが、当該校では、教員と同スタッフとの連携が図られ、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>③ 今後、市内の小・中学校における取組状況の聴取結果を踏まえ、教員の多忙化解消に関する指針を策定し、各学校に配布する予定である。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。